

令和8年度

市川市少年センター運営協議会資料

令和8年8月27日(木)午後2:00～

生涯学習センター3階 第3研修室

< 令和 8 年度 >

市川市少年センター運営協議会

日 時：令和 8 年 8 月 2 7 日（木） 午後 2 時より
場 所：市川市生涯学習センター 3 F 第 3 研修室

次 第

【進行】野田

- 1 開 会
- 2 委嘱辞令交付
- 3 市川市教育委員会 教育センター所長 寺田所長挨拶
- 4 委員の紹介及び職員紹介
- 5 会長・副会長選出及び挨拶
- 6 報 告【野田】
 - ①令和 7 年度活動報告
 - ②令和 8 年度活動方針と計画
 - ③最近の補導、相談活動実施状況（令和 8 年 4 月～ 7 月）
 - ④少年補導員の委嘱状況
- 7 警察より最近の少年の補導状況等について
行徳警察署 生活安全課 係長 野村 聡史 様
- 8 協 議
令和 8 年度市川市少年センター活動方針と計画について
市川市少年センター運営テーマ
「少年の非行防止と健全育成に対して、何が必要か」について
- 9 その他
- 10 閉 会

令和8年度市川市少年センター運営協議会委員名簿

(任期：令和7年7月17日～令和9年7月16日)

区 分		氏名	所属・役職名	初委嘱年月日
第1号委員	教育関係者	しらいし けいすけ 白石 恵介	市川市立行徳小学校 校長	令和5年7月17日
	教育関係者	あおき よしと 青木 良斗	市川市立第四中学校 校長	令和6年7月5日
	教育関係者	こばやし ひでのり 小林 秀徳	千葉県立行徳高等学校 生徒指導主事	令和8年7月17日 新任
第2号委員	児童福祉関係者	みずの みちこ 水野 道子	市川児童相談所 上席児童福祉司（兼）グループリーダー	令和7年7月17日
	児童福祉関係者	ほんだ まさお 本多 眞佐男	市川市民生委員児童委員協議会 理事	令和5年2月3日
第3号委員	警察関係者	こぬき あつし 小貫 篤史	千葉県市川警察署生活安全課 課長	令和8年7月17日 新任
		まつもと まこと 松本 真	千葉県行徳警察署生活安全課 課長	令和8年7月17日 新任
第4号委員	学識経験者	おがわ さとし 小川 恵	こころの育ちクリニック 院長	令和7年7月17日
第5号委員	民間有識者	すずき しげとし 鈴木 茂年	市川浦安地区保護司会 会長	令和7年7月17日
	民間有識者	いしい たかゆき 石井 孝幸	市川市自治会連合協議会 理事	令和7年7月17日
	民間有識者	みうら まさる 三浦 賢	ニッケ・タウンパートナーズ(株) コルトンプラザ事業課 施設経理チーム総務チーフ	令和5年7月17日
	民間有識者	まるやま みずか 丸山 瑞果	市川市PTA連絡協議会 副会長	令和7年7月17日
	民間有識者	てづか たけひこ 手塚 武彦	市川市青少年相談員連絡協議会 理事	令和7年7月17日
	民間有識者	うえすぎ たけし 上杉 健志	市川商工会議所 議員	令和元年7月17日
	民間有識者	さんべ みよこ 三部 ミヨ子	市川市少年補導員連絡協議会 会長	平成19年7月17日

令和8年度

第1回 市川市少年センター運営協議会 座席表

日 時 令和8年8月27日(木) 午後2時

場 所 生涯学習センター3階 第3研修室

三部ミヨ子 委員 青木良斗 委員

鈴木茂年 委員
(時田正一 様)

石井孝幸 委員

三浦 賢 委員

丸山瑞果 委員

手塚武彦 委員

上杉健志 委員

白石恵介 委員

小林秀徳 委員

松本 真 委員
(野村聡史 様)

小川 恵 委員

教育センター 事務局
寺田所長 野田貴志

市川市少年センター設置条例

(昭和44年3月29日条例 第33号) 平成11年4月1日改正

(設 置)

第1条 本市は、少年（小学校就学の始期から満20歳に達するまでの者をいう。以下同じ）の非行防止とその健全な育成を図るため、少年センターを設置する。

(名称および位置)

第2条 少年センターの名称および位置は、次のとおりとする。

名 称 市川市少年センター

位 置 市川市鬼高1丁目1番4号

(事 業)

第3条 少年センターは、次に掲げる事業を行う。

- (1) 街頭補導 (2) 継続補導 (3) 少年相談
- (4) その他少年の健全な育成を図る事業

(職 員)

第4条 少年センターに所長その他必要な職員を置き、市川市教育委員会（以下「委員会」という。）が任免する。

(運営協議会)

第5条 少年センターの運営について委員会の諮問に応ずる機関として、市川市少年センター運営協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(委 員)

第6条 協議会は、委員15名以内で組織し、委員会が委嘱する。

- 2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は、再任されることができる。

(会長および副会長)

第7条 協議会に会長および副会長各1名を置き、委員の中から互選する。

- 2 会長は、会務を統理し、協議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は欠けたときはその職務を行う。

(報酬及び費用弁償)

第8条 委員には、別に定めるところにより報酬を支給し、職務を行うための費用を弁償する。

(補導員)

第9条 少年センターの事業を推進するため、補導員を置く。

- 2 補導員は、委員会が委嘱する。
- 3 補導員の定数は、160名以内とする。
- 4 補導員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

(委 任)

第10条 この条例の施行に関し必要な事項は、別に委員会が定める。

附 則

この条例は、平成11年4月1日から施行する。

市川市少年センター設置条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、市川市少年センター設置条例（昭和44年条例第33号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

全部改正〔平成6年教委規則3号〕

(市川市少年センター運営協議会の委員)

第2条 条例第5条に規定する市川市少年センター運営協議会（次条において「協議会」という。）の委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) 教育関係者
- (2) 児童福祉関係者
- (3) 警察関係者
- (4) 学識経験者
- (5) 民間有識者

一部改正〔平成6年教委規則3号・令和4年教委規則7号〕

(会議)

第3条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、必要に応じ、会長が招集する。

- 2 会長は、会議の議長となり、議事を整理する。
- 3 会議は、委員の半数以上の出席をもって成立する。
- 4 会議の議事は、出席委員の過半数で決する。ただし、可否同数のときは、議長が決する。

一部改正〔平成6年教委規則3号〕

(補導員)

第4条 条例第9条に規定する補導員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) PTA会員
- (2) 民生委員・児童委員及び保護司
- (3) 青少年相談員
- (4) 民間有識者

追加〔平成6年教委規則3号〕

(その他)

第5条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

一部改正〔平成6年教委規則3号〕

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成6年3月30日教育委員会規則第3号抄）

(施行期日)

- 1 この規則は、平成6年4月1日から施行する。

附 則（令和4年7月12日教育委員会規則第7号）

この規則は、公布の日から施行する。

令和8年度 市川市少年センターの運営について

1 補導活動

- (1) 地区補導に重点を置くことにより、より地域に密接した補導ができるように努める。
- (2) 少年補導員の一層の力量向上をめざし、補導員連絡協議会や、市外（内）研修や新任補導員研修会の充実を図る。
- (3) 警察、各学校、PTA、近隣市の補導員、関係機関等との連携をより一層深め、円滑で実践的な補導活動を実施する。

2 相談活動

- (1) 電話相談・eメール相談から面接相談への適切な受け渡しに努め、相談効果を高める。
- (2) 少年相談事業をより効果的に周知するためカードやポスターを小・中・義務教育・特別支援学校・高等学校に配付する。
- (3) 複雑化・深刻化する傾向にある相談者の悩みやニーズに十分対応できるよう、スーパーバイザーと連携して相談担当者の資質の向上を図る。
- (4) 水曜日については、電話相談を午後7時までとし、放課後の少年や就労後の保護者が相談しやすい環境をつくる。

3 関係機関との連携の強化

- (1) 学校・関係機関から寄せられた情報（不審者などの事故報告）の共有化を図り、事故防止に努める。
- (2) インターネットトラブルに巻き込まれないための活動を充実させるために、インターネットトラブル防止出張授業・研修を積極的に実施する。
- (3) 少年センターの活動や取組について、各関係機関の理解とその周知及び協力を得るために、少年センター運営協議会の充実を図る。
- (4) 生徒指導主任会等にて学校が必要とする情報の提供や、効果的な研修を実施し支援に努める。また、警察署・京葉地区少年センター・市川児童相談所・市内各小・中・義務教育・特別支援学校等との情報交換を密にして連携の強化を図る。

※市内公立私立小・中・義務教育学校・特別支援学校・高等学校配付 少年相談カード

電話相談 ☎047-320-3340
面接相談 ☎047-320-3340
eメール相談 youngnet@city.ichikawa.lg.jp
ホームページ [市川市少年センター](#) 

相談内容の秘密は守られます。

市川市少年センター
市川市鬼高1-1-4 (生涯学習センター3階)
月曜・火曜・木曜・金曜 9時～17時
水曜 9時～19時





令和 8 年度 市川市少年センター活動計画

項 目	目 標	実 施 計 画
街頭補導	◎少年非行防止のため、繁華街やたまり場等を中心に、広域街頭補導活動を推進する。 ◎少年非行を未然に防ぐため、地区補導の充実に努める。	◇計画補導・・・職員が年間を通して計画的に実施する。 ◇地区補導・・・原則として毎月、定例研の日を中心に市内一斉に実施する。 ◇特別補導・・・行事等に対応し随時実施する。 (列車補導・県下一斉補導を含む) ◇緊急補導・・・通報等に対応し随時実施する。 (少年センター職員) ◇隣接市合同補導・・・船橋・松戸・浦安との間で、合同で実施する。年 3 回実施 ◇夜間特別補導・・・男性補導員と少年センター職員で実施する。 ◇県下一斉補導・・・7 月下旬から 8 月にかけて県下の青少年補導員が、一斉に街頭補導を実施する。
インターネットトラブル防止関連事業	◎インターネットトラブル(いじめ、非行、犯罪など)の未然防止のため、ネットパトロールとネットトラブル防止出張授業・研修を実施する。	◇県が実施しているサイバー補導活動・ネットパトロールの情報を各学校及び該当校等へ連絡する。 ◇ネットトラブル防止出張授業・研修を、市内の小・中学校・義務教育学校・特別支援学校の児童・生徒及び保護者、教職員を対象として、要望に応じ実施する。
少年補導員連絡協議会	◎少年の非行防止と健全育成を図るために、市内の補導員が連携・協力して愛のひと声運動を推進する。	◇少年補導員連絡協議会 年 3 回開催 ◇役員会・理事会 年 5 回開催
少年相談 電 話 e メール 面 接	◎少年及び市民に対して、少年相談の周知に努め、関係機関等との連携により相談機能の充実に努める。	◇相談日・・・月曜日～金曜日(祝日を除く) 電話相談・・・9:00～17:00(水曜日は 19 時まで) e メール相談は 24 時間受付 ◇必要に応じて家庭や学校、関係機関との連携を図る。 ◇少年相談カード及び少年相談ポスターを、市内の全小・中学校・義務教育学校・特別支援学校・高等学校に配付する。
継続相談	◎継続して指導することが望ましい少年については、面接相談等を通じて、関係機関との連携により指導にあたる。	◇少年相談から ◇街頭補導から ◇学校等の依頼から
健全育成 環境浄化	◎少年健全育成についての活動並びに環境浄化活動を推進する。	◇青少年問題啓発リーフレット 年 1 回配付

	◎少年健全育成活動に取り組む 他団体や、地区住民との協力 体制を確立する。	
研修・会議	◎充実した研修により見識を高 め、少年の指導に寄与する。	◇少年補導員 ・補導員ブロック会議 年1回実施 ・新任補導員研修会 年1回実施 ・市外研修 年1回実施 ・県補導員大会 年1回開催 ・船橋地区ブロック補導員研修会 年1回実施 ・市内外巡検 年1回実施 ◇センター職員 ・県青少年補導センター職員研修 年1回開催 ・相談員研修会(スーパービジョン) 年2回開催
調査・広報	◎少年センターの事業について 広報活動に努める。 ◎市内の非行状況と、有害環境 の実態を把握する。	◇少年センター活動報告 年1回発行 ◇少年相談カード 年1回発行 ◇少年相談パンフレット 年1回発行 ◇少年補導員広報紙「葦波」「あしなみ」 年2回発行 ◇補導活動の状況 月1回集計・年間集計 ◇相談活動の状況 月1回集計・年間集計 ◇不審者情報の状況 月1回集計・年間集計 ◇コンビニエンスストア及び書店における有害図書 等の状況調査 随時
関係機関 ・諸団体 との連携	◎関係機関・諸団体との連携や 協力体制を確立し、少年健全 育成活動の充実を図る。	◇少年センター運営協議会 年1回開催 ◇県青少年補導センター連絡協議会 年3回開催 ◇青少年補導センター所長会議 年3回開催 ◇県補導員連絡協議会総会・理事会 年6回開催 ◇葛南地域生徒指導行政担当者協議会 年7回開催 ◇市川・浦安地区高等学校警察連絡協議会 年4回開催 ◇市川市小・中学校生徒指導主任会 年6回開催 ◇市川市自殺対策庁内連絡会 年1回開催 ◇要保護児童対策地域協議会実務者会議 月1回開催 ◇市川市いじめ問題対策連絡協議会 年2回開催 ◇管内等児童虐待対応部署等職員連絡協議会 年4回開催 ◇千葉県環境生活部県民生活課 ◇市川警察署・行徳警察署 ◇各市青少年補導センター ◇市内小・中学校・義務教育学校・特別支援学校・高 等学校及びPTA ◇学校・関連機関と連携して事故の情報提供と事故防止

1. 街頭補導実施状況

(令和8年度 4月～7月のデータ)

実施区分	回数	従事 延人員	計画補導 延人員	地区補導 延人員	補導 少年数
午前 (10:00～)	14	50	0	50	0
午後 (14:00～)	38	156	0	156	36
薄暮 (16:00～)	30	133	21	112	31
夜間 (19:00～)	24	102	66	36	59
合計	106	441	87	354	126

※従事延べ人員の内訳 (人数)

補導員 = 436 少年補導専門員・警察官 = 0 教員 = 0 センター職員 = 5

※計画補導とは、センターが事前に計画し、補導員が集合して、職員とともに巡回する。

※地区補導とは、補導員が各自の地区を見回り、非行防止に努めるとともに、環境を確認する。

2. 補導少年の行為・学職別

(人)

行為	児童・生徒・学生								その他		合計		
	小学生		中学生		高校生		その他		有無職者				
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	総計
喫煙					5						5	0	5
怠学											0	0	0
飲酒											0	0	0
ゲームセンター出入り											0	0	0
危険な遊び	23	3	3	3							26	6	32
自転車二人乗り			3		1	1					4	1	5
自転車危険走行	30	3	21	7	4	4	1	1			56	15	71
その他	6	5	2								8	5	13
合 計	59	11	29	10	10	5	1	1			99	27	126
	70		39		15		2						

※「自転車危険走行」は25年度から分類。夜間の無灯火、並走、蛇行、携帯電話使用などの行為。

※「その他」の例：立入禁止場所への侵入、信号無視、道路への飛び出し、罵り合いなど

※これらの行為以外にも、少年の迷惑行為を見かけた場合にも声かけの活動を行っている。

3. 補導場所

(人)

補導場所	遊技場	路上	公園	大型店舗	カラオケ	神社境内	その他	合計
補導少年数	0	98	18	0	0	0	10	126

4. 過去4年間との少年補導状況の比較

(人)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
4年度	12	35	25	12	9	6	38	9	15	10	5	9	185
5年度	14	6	25	52	5	12	12	31	48	14	23	14	256
6年度	20	13	26	71	21	24	41	41	27	26	71	6	387
7年度	3	11	68	50	30	8	33	24	7	48	131	42	455
8年度	18	12	33	63									126

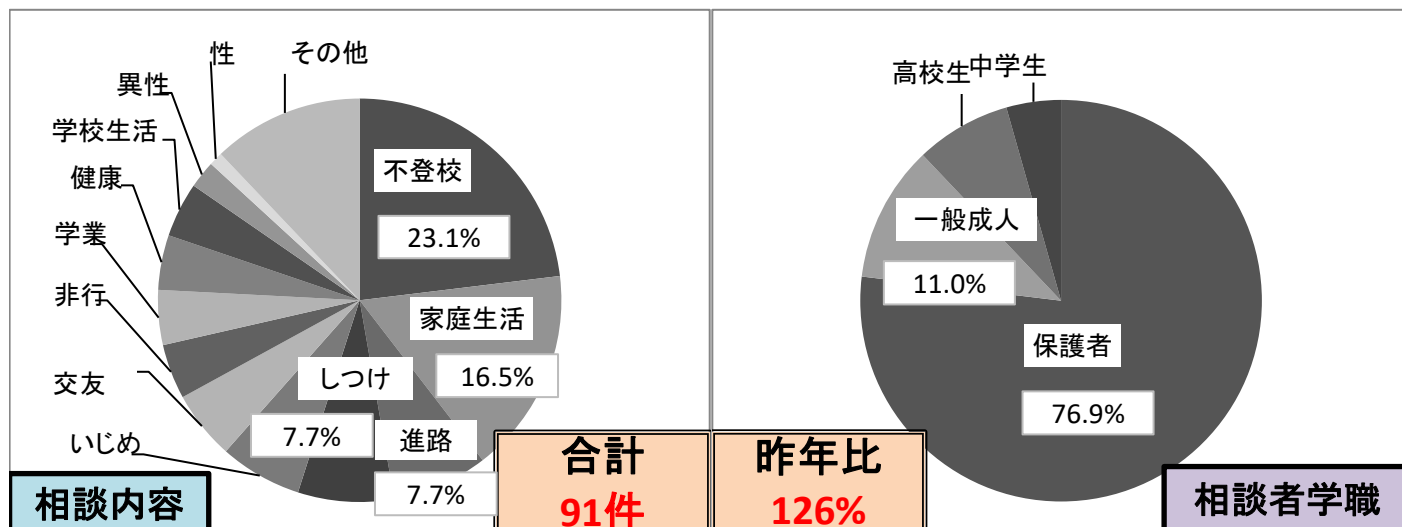
5. 相談受付状況

(令和8年度 4月～7月のデータ)

(件)

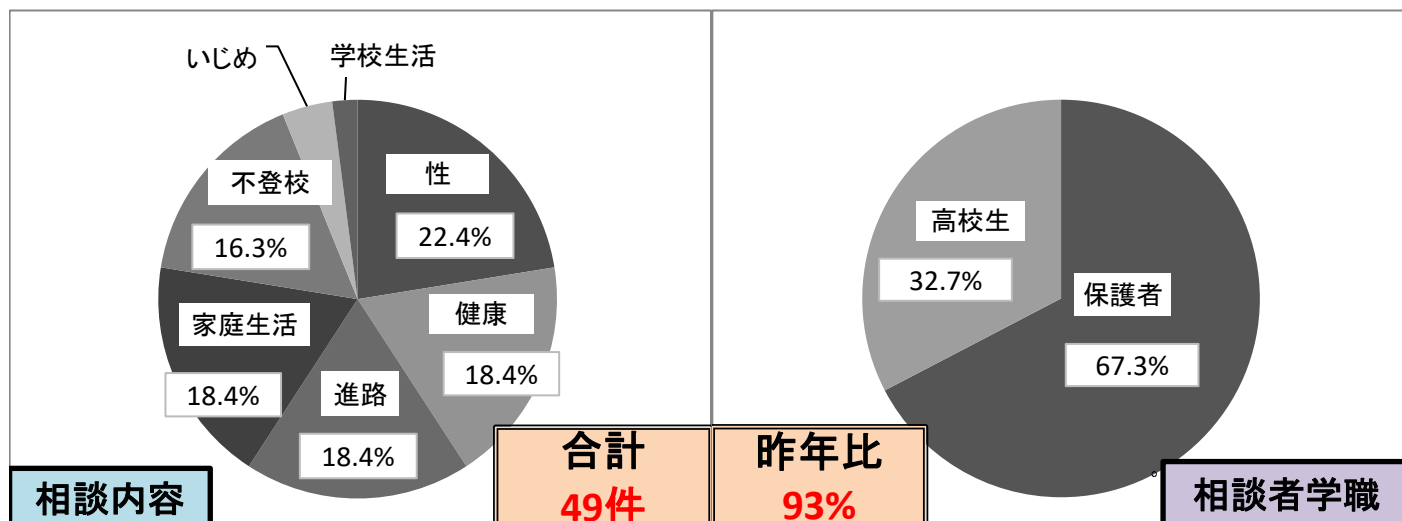
種類	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
電話	30	16	25	20	0	0	0	0	0	0	0	0	91
eメール	8	7	13	21	0	0	0	0	0	0	0	0	49
面接	12	9	13	14	0	0	0	0	0	0	0	0	48
合計	50	32	51	55	0	0	0	0	0	0	0	0	188

6. 電話相談

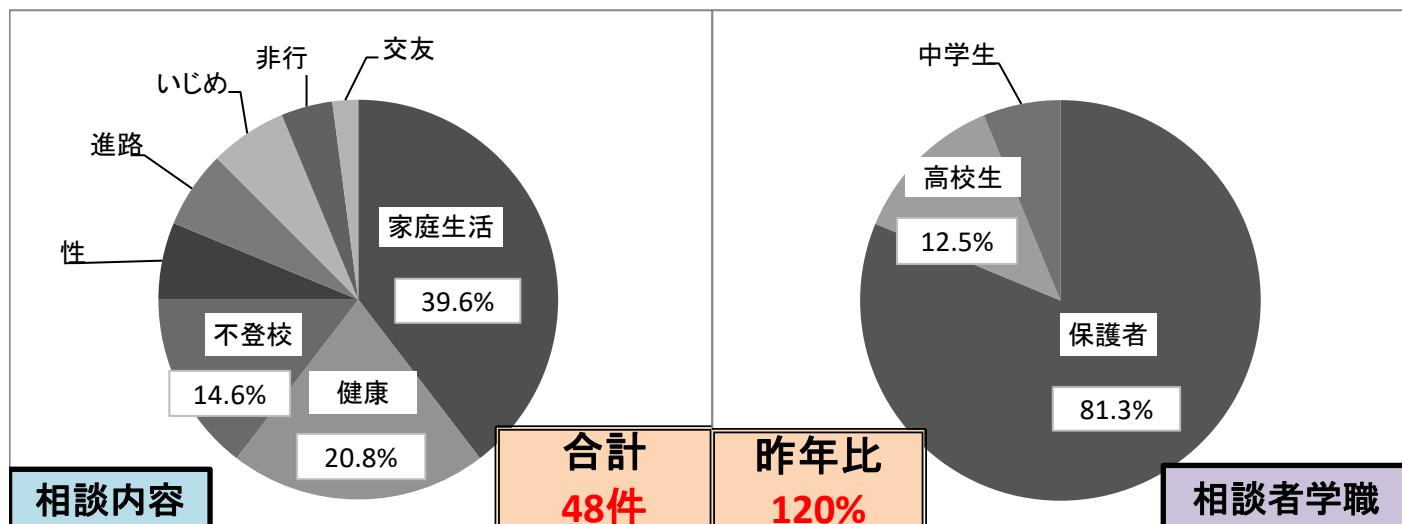


※相談内容は”少年に関する相談”を集計分類しています。

7. eメール相談



8. 面接相談



9. 不審者情報状況

(令和8年度 4月～7月のデータ)

【不審者情報件数】

不審者情報件数 74件、被害人数 153人

【不審者情報の状況】

発生件数は、昨年の同月（83件）より減少しました。行為としては、「声かけ」21件、「盗撮」「不審者」各13件、「暴力行為」各12件、「つきまとい」9件、「露出」5件、が多い項目でした。

7月期は、「暴力行為」の被害が全体の半数をしめ、身体的暴力から暴言まで被害は様々でした。同様の加害者から複数回被害に遭ったという報告も数件あり、夏休みにも入り、少年たちだけの外出も増えることと思います。なるべく1人での行動は避け、十分に気を引き締めて、大きな事故につながらないように十分気を付けて、夏休みを過ごして欲しいです。

【行為と発生地（報告した中学校区）】

単位：件数

行為 中学校区	痴漢	露出	不審者	声かけ	つきま とい	引き込 まれ	盗撮	不審 電話	学校 侵入	暴力 行為	その他	合計
第一中学校			1	5	1		4			1		12
第二中学校					1							1
第三中学校	1	1	1	1	1		2					7
第四中学校				2	1		1			1		5
第五中学校			1				1			3		5
第六中学校				2	2		2			3		9
第七中学校				1								1
第八中学校		1	1	5	1		1					9
下貝塚中学校		1	2									3
高谷中学校		1		1	1					1		4
福栄中学校		1	2	2						1		6
東国分中学校			1				2					3
大洲中学校			1							1		2
塩浜学園			1									1
南行徳中学校			1	1						1		3
妙典中学校			1	1	1							3
合計	1	5	13	21	9	0	13	0	0	12	0	74

【行為の内容と被害人数】

単位：人数

	生徒・学生						合計		学職 性別 不明者	総計
	小学生		中学生		その他					
	男	女	男	女	男	女	男	女		
痴漢		1					0	1		1
露出		2		2	1	1	1	5		6
不審者	7	8		14	1	1	8	23		31
声かけ	8	23	3	3			11	26		37
つきまとい	8	11		3			8	14		22
引き込まれ							0	0		0
盗撮	9	12	6	7		1	15	20		35
不審電話							0	0		0
学校侵入							0	0		0
暴力行為	12	6	1	2			13	8		21
その他							0	0		0
合計	44	63	10	31	2	3	56	97	0	153

※上表は被害者数の明らかなものを集計しています。不明は、男女分けが不明な場合です。

時間帯別の集計表

実区	全内容	痴漢	露出	不審者	声かけ	つきまとい	引き込まれ	盗撮	不審電話	学校侵入	暴力行為	その他
午前	19	0	3	3	8	2	0	1	0	0	2	0
午後	29	0	2	8	4	4	0	6	0	0	5	0
薄暮	24	1	0	2	8	2	0	6	0	0	5	0
夜間	2	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0
深夜	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
時間不明	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	74	1	5	13	21	9	0	13	0	0	12	0

※時間帯不明は0件

市川市少年補導員の委嘱状況

[任期：令和８年６月１２日～令和１０年６月１１日] 令和８年８月２７日現在

区 分	男 性	女 性	合 計
民間有識者	17	90	107
P T A	21	32	53
合 計	38	122	160

少年センター運営協議会 今後の開催予定

期 日	内 容（テーマ）	時間・場所
令和８年 ８月２７日（木）	・委嘱状交付 ・少年センターの運営について ・「少年の非行防止と健全育成に対して、何が必要か」について協議	１４：００ 第３研修室
令和９年 ８月下旬	・少年センターの運営について ・少年に係る課題について	１４：００ 第３研修室

ひといでなやむの

もうやめよう！



友達とうまく
やっていけなくて…

娘のことで
困っていて…

学校

子育て

家族

進路

友達

健康

など



小学生から19歳までのみなさん、
保護者や大人のみなさんの相談をお受けします。

◆ 電話相談・面談相談の予約 (祝日・年末年始はお休み)

☎ 047-320-3340

月・火・木・金曜日 9時～17時

水曜日 9時～19時 (受付は終了30分前まで)

◆ eメール相談 (24時間受付)



youngnet@city.ichikawa.lg.jp



私たちは相談の秘密を守ります。

市川市少年センター

あなたは大丈夫??

スマートフォンやインターネットの 使い方でトラブルが起きています

こ じ ん じ ょ う ほう り ゅ う し ゅ つ
個人情報の流出

こう が く せ い き ゅ う
高額請求

い ぞ ん
ネット依存
い ぞ ん
ゲーム依存

わる く ち ひ は ん
悪口や批判
ネットいじめ

なりすましや
スーター

じ が ど ひ が い
自画撮り被害
せ い て き は ん ざ い
性的犯罪

トラブルに巻き込まれた、巻き込まれそうで心配…
そんな時は、すぐに家の人や警察、学校の先生に相談しよう！

保護者の皆様へ



利用状況の把握と適切な利用環境の整備は、
「保護者の責務」です。
（「千葉県青少年健全育成条例第 23 条の 5」より）

●ルールやトラブル防止について、ぜひ、親子で話し合ってみてください。
参考）インターネットトラブル事例集 総務省

https://www.soumu.go.jp/use_the_internet_wisely/trouble/



まん び お な 万引きは「どろぼうと同じ」です

ねん い か ち ょ う え き まん えん い か ぼ っ きん
（10年以下の懲役または50万円以下の罰金）



く す り た だ つ か 薬は正しく使いましょう

やく ぶ づ ら ん よ う ぼ う し い
（薬物乱用防止と言います）

はい！



き 決 め ら れ た
り ょ う 量 や ほう ほう
を 方 法 を
ま も 守 っ て ね ！

市川市教育委員会 学校教育部
教育センター 少年センター

〒272-0015 千葉県市川市鬼高1丁目1番4号
生涯学習センター3階 ☎047-320-3345

市川市少年センターの相談

友達とうまく
やっていけなくて…

娘のことで
困っていて…

学校

子育て

進路

家族

友達

健康

など

小学生から19歳までのみなさん、
保護者や大人のみなさんの相談をお受けします。

電話相談

☎047-320-3340

月・火・木・金曜日（9時から17時まで）
水曜日（9時から19時まで）

メール相談

アドレス…youngnet@city.ichikawa.lg.jp

※迷惑メール対策をしている方は、上記アドレスの受信設定をしてください。
※土・日曜日は月曜日に、祝日の場合は、翌日にお返事します。

面接相談

上記の電話相談の番号で受付時間内に予約してください。

【ご相談された内容の秘密は守られます。安心してご相談ください】

ヤングケアラーって??

◎家族のために、^{おとな}大人がやるべき家族の^{かぞく}世話や家事を
^{まいにち}毎日のようにしている18歳までの^こ子どものこと。

一人で頑張りがすぎていませんか？



^{かぞく}家族の^み身の^{まわり}回りの^{せわ}世話をしている。

^{きょうだい}兄弟姉妹の^{みまも}見守りや^{がいしゅつ}外出の^{つき}付き添いをしている。

そうじやせんたくなどのお手^{てつだ}伝いを
^{まいにち}毎日のようにしている。

^{かぞく}家族の手^{てつだ}伝い・手^{てだす}助けはとても大切で、^{だいせつ}すてきなこと……。

けれど、あなたの大切な時間、自分のために使うことができますか。



^{がっこう}学校に行くことができない。

^{とも}友達と遊ぶ時間^{あそび}が取れない。

べんきょうをする時間^{じかん}がない。など



やりたいなと思^{おも}っていることができなくて心や体が辛くな
っていませんか？何かこまったことがあったら、あなたの気
持^もちや思^{おも}っていることを話^{はな}してみませんか？誰か^{だれ}に気持^{きもち}ちを
伝^{つた}えると心^{こころ}が軽^{かる}くなります。

れんらく先^{さき}はこちら（少年センター）

あなたは大丈夫??

スマートフォンやインターネットの 使い方でトラブルが起きています

個人情報の流出

高額請求

ネット依存
ゲーム依存

悪口や批判
ネットいじめ

なりすましや
ストーカー

自画撮り被害
性的犯罪

トラブルに巻き込まれた、巻き込まれそうで心配…
そんな時は、すぐに家の人や警察、学校の先生に相談しよう！

保護者の皆様へ



利用状況の把握と適切な利用環境の整備は、
「保護者の責務」です。
（「千葉県青少年健全育成条例第23条の5」より）

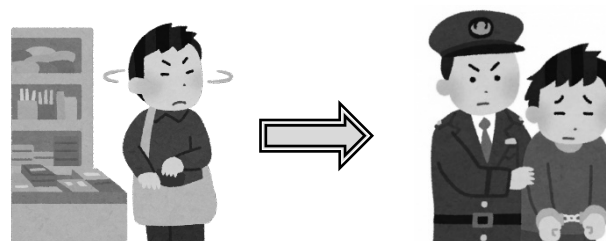
●ルールやトラブル防止について、ぜひ、親子で話し合ってみてください。
参考）インターネットトラブル事例集 総務省

https://www.soumu.go.jp/use_the_internet_wisely/trouble/



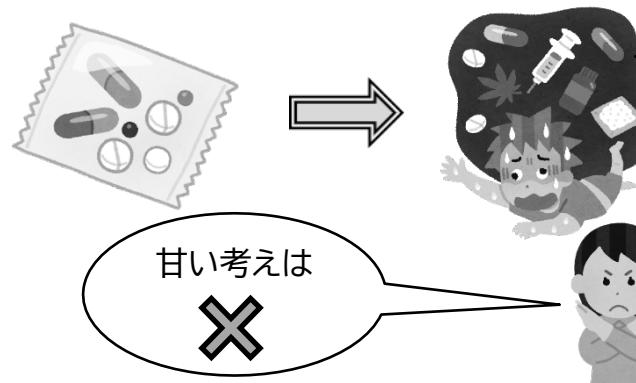
万引きは「^{せつとうざい}窃盗罪」です

（10年以下の懲役または50万円以下の罰金）



頼まれて見張りを
しただけも ✕

薬物乱用防止 「持たない」「買わない」「使わない」



甘い考えは



すぐにやめら
れると思った
のに…

市川市教育委員会 学校教育部
教育センター 少年センター

〒272-0015 千葉県市川市鬼高1丁目1番4号
生涯学習センター3階 ☎047-320-3345

市川市少年センターの相談

友達とうまく
やっていけなくて…

娘のことで
困っていて…

学校

子育て

進路

家族

友達

健康

など

小学生から19歳までのみなさん、
保護者や大人のみなさんの相談をお受けします。

電話相談

☎047-320-3340

月・火・木・金曜日（9時から17時まで）
水曜日（9時から19時まで）

メール相談

アドレス…youngnet@city.ichikawa.lg.jp

※迷惑メール対策をしている方は、上記アドレスの受信設定をしてください。
※土・日曜日は月曜日に、祝日の場合は、翌日にお返事します。

面接相談

上記の電話相談の番号で受付時間内に予約してください。

【ご相談された内容の秘密は守られます。安心してご相談ください】

ヤングケアラーって??

◎家族のために、大人がやるべき家族の世話や家事を
日常的に行っている18歳未満の子どものこと。

一人で頑張りが過ぎていませんか？



兄弟姉妹の見守りや外出の付き添いをしている。



掃除や洗濯などの家事を日常的にしている。



家族の身の回りの世話をしている。

家族の手伝い・手助けはとても大切で素敵なこと……。
けれど、あなたの大切な時間、自分のために使えていますか。

◎学校に行くことができていない、友だちと遊ぶ時間が
取れない、部活動や勉強に打ち込むことができない等が
原因で心や体が辛くなっていますか？

何か困ったことがあったら、あなたの気持ちを話してみ
ませんか？誰かに思いを伝えると心が軽くなります。

相談先はこちら（少年センター）

